平成２９年（フ）第４４号
函館市大森町７番11号
破産者　勇内山惠子
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７号
北海道中川郡幕別町札内新北町６番地の17
破産者　鈴木　淳一
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
北海道帯広市西16条南４丁目18番４号
破産者　水間　成幸
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第９号
北海道北見市泉町３丁目10番20号　コーポ山内103号、前住所北海道網走郡美幌町字豊岡161番地の18
破産者　鴇田　牧子
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
福島市蓬莱町４丁目４番16―３号
破産者　近藤　慶子（旧姓丹野）
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１３４号
福島市南沢又字玄場町48番地の２
破産者　新井　和男
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１３７号
福島市蓬莱町４丁目４番16―２号
破産者　佐藤　清彦
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１３７７号
横浜市緑区中山町330番地２　中山リバーサイドハイム308号
破産者　渋谷　文彦
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３７８号
横浜市緑区中山町330番地２　中山リバーサイドハイム308号
破産者　渋谷　弘美（旧姓大沢）
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２００３号
横浜市緑区東本郷６丁目１番23―108号
破産者　竹田　一郎
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７２７号
横浜市中区本郷町３丁目256番地　フローレンス山手101号室
破産者　相馬翔太郎
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６９号
神奈川県大和市下鶴間2793番地25　グリーンパレス大和404号
破産者　原　　豊
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７７号
横浜市中区寿町２丁目７番地10　はまなす502号室
破産者　吉岡　　敏
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８０号
横浜市青葉区恩田町1165番地227
破産者　山崎　誓夫
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７８号
神奈川県三浦郡葉山町堀内1218―１　葉山なごみ荘、住民票上の住所神奈川県三浦市三崎町小網代22番地23
破産者　青木　　浩
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１８２号
神奈川県三浦郡葉山町堀内1218番地の１　なごみ荘209号室、開始決定時の住所神奈川県三浦市三崎町小網代42番地　石井マンション405
破産者　青木　　仁
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第６０号
金沢市泉２丁目15番15号　泉ハイツ302号、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字藤波23字124番地１
破産者　福谷　佑也
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０１号
京都市右京区山ノ内赤山町１番地
破産者　南　　昭宏
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
福岡県京都郡みやこ町勝山箕田368番地10　勝山ハイツ２　１―１
破産者　中村　誠一
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係